

輪島市監査公表第 20 号

輪島市教育委員会より、平成23年2月22日付け発輪監査第296号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月17日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



収教学第 1078 号
平成 23 年 2 月 25 日

輪島市監査委員 向 憲龍 様
輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市教育委員会
委員長 小橋 明 直



定期監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙 1 のとおり通知いたします。

(事務担当)

輪島市教育委員会

学校教育課

TEL (0768) 23-1171

監査の結果	措置の経過及び内容	措置状況
<p>①貸付金の滞納繰越分について</p> <p>門前高等学校奨励金貸付金の滞納繰越金については、本人やその家族と連絡が取れない状況とのことである。</p> <p>未収金の解消に向けて督促状は文面を工夫し、定期的を送付するようにはしていただきたい。</p>	<p>平成23年2月25日付けで、滞納繰越分を本年度末までに全額返済くださるようお願いの文章を発送した。</p> <p>また、居住地となっている長野市役所宛に、住所等を確認するため、住民票・戸籍等の公用交付申請を依頼した。</p>	<p>措置済</p>